

令和2年8月20日

「福岡コロナ警報」と今後の対応について(案)

新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない中、県では感染拡大防止と医療提供体制の維持・確保に取り組みながら、社会経済のレベルを徐々に上げていくという方針を維持しつつ、取り組んでいるところです。

7月中旬以降、新規感染者及び感染経路不明者が増加し、病床稼働率が上昇したことから、8月5日に「福岡コロナ警報」を発動し、医療提供体制整備の要請とともに、クラスターの発生状況等を踏まえ、県民・事業者の皆様へ、新たな取組みを要請してきました。

病床の稼働率は、8月5日以降、徐々に上がり、未だ予断を許さない状況にあります。このため、「福岡コロナ警報」は引き続き発動することとしますが、このところ、新規感染者は減少傾向にあり、協力を要請している飲食店等におけるクラスターは減少しています。この傾向が続いていけば、医療提供体制への負荷は減少していくと見込まれます。[下記1]

今後、コロナと長く向き合っていかなざるを得ない中で、休業要請や外出自粛といった規制的な措置を長期間継続することは難しく、社会全体で感染防止を進めていくことが重要であります。

このため、社会経済活動への制約をできる限り小さくしつつ、感染防止を図ることを基本に、直近の感染の現状を踏まえ、これまで県民、事業者の皆様に対し行ってきた協力要請の内容を見直し、併せて、感染防止に取り組む事業者への新たな支援を実施します。[下記2及び3]

なお、今後の感染状況等を注視し、仮に、感染拡大がさらに進み、医療提供体制の維持・確保が困難となった場合には、再度、県民、事業者の皆様へさらなる措置をお願いすることになります。

1. 「福岡コロナ警報」について

[8月19日現在]

- ①「感染者数」は、基準を超えているが、発動時点よりも減少している
- ②「感染経路不明者の割合」は、直近2日間は基準を下回っている
- ③「病床稼働率」は、基準を超え、上昇している
- ④「重症病床稼働率」は、基準以下となっているが、上昇している

→ 感染者数の状況には、改善が見られるが、病床の稼働率は、未だ予断を許さない状況にあることから、「福岡コロナ警報」は引き続き発動することとします。

2. 8月22日以降の事業者・県民に対する協力要請について

(1) 事業者

- ・ 接待を伴う飲食店等[※]は、業種別ガイドラインを遵守するとともに、県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示するなど、感染防止対策に取り組んでいる旨が利用客に分かるようにすること。

8月8日～21日の期間における以下の要請は、解除します。

- ① 滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ② 福岡市内の接待を伴う飲食店等で、業種別ガイドラインを遵守していない店に対する休業協力要請。

(2) 県民

- ① 接待を伴う飲食店等[※]で、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる、県の「感染防止宣言ステッカー」の掲示などを確認すること。

8月8日～21日の期間における以下の要請は、解除します。

- ・ 会食や飲み会等は2時間以内とし、2次会・3次会等は控えること。

※ (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、

- ① 接待を伴う飲食店(名称に関わらず客の接待を伴うもの)
 - ② 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)
 - ③ 酒類の提供を行うカラオケ店
- (2) その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)

② 最近の感染状況を踏まえた一般的な要請

- 最近、学校や教育施設でクラスターが発生している状況に鑑み、若い世代の人は、家庭内感染などにより、高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないよう慎重に行動すること。
- 大人数での会食や飲み会については、人数や会場の広さ、換気などを総合的に勘案し、感染防止対策の徹底が図れないときは、控えること。
- 通所介護（デイサービス）施設の利用にあたっては、クラスターが発生している状況に鑑み、発熱等の症状が認められる場合は、利用を控えること。

なお、これまで、県民および事業者の皆様をお願いしてきた感染防止対策（別紙2）については、引き続き、その徹底を図っていきます。

3. 事業者支援について

今後、新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければなりません。このような状況の中、県民が日常的に利用し、飲食の際にはマスクを外すことで、感染リスクが高くなる「飲食店」の感染防止対策を支援します。また、これらの飲食店を県民が安心して利用でき、飲食店の売り上げ回復につながるよう、情報提供する事業を実施します。

① 新型コロナウイルス感染防止対策助成金（仮称）の創設

- ・概 要：マスク、消毒液などの感染対策に要する費用を助成。
- ・対 象：県内の飲食店（持ち帰り店を除く約 48,000 店）
* 県の「感染防止宣言ステッカー」の掲示が必要
- ・給 付 費：1事業者一律5万円（複数店舗を有する場合は10万円）
- ・事業総額：約28億円（9月補正予算に計上）
- ・実施時期：令和2年9月7日（予定） ※ 対象期間：令和2年4月1日～

② 飲食店紹介サイトでの「感染防止宣言ステッカー」掲示店舗の紹介

- ・概 要：民間の飲食店紹介サイトにおいて、県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している店舗を紹介。
- ・事業総額：約8百万円（9月補正予算に計上）

別紙2

<感染防止対策の徹底>

①基本的事項

- ・一人一人が、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に強く持つこと。
- ・若い世代の人は無症状の方が多いため、高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないよう慎重に行動すること
- ・マスク、手洗い、人との距離、三密の回避など、「新しい生活様式」（別紙1）を実践すること。

※気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、「屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクを外す」、「周囲の人と十分な距離（2m以上）を確保できる場所で、マスクを一時的に外して休憩する」など、適宜マスクを外すことで、熱中症の予防を図ること

②外出

- ・外出にあたっては、自身の健康状態はもとより、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策を確認し、その必要性を判断すること
- ・外出する場合は、
 - 発熱等の症状がある場合、外出を控えること
 - 各人による感染防止対策を徹底するとともに、感染防止対策が不十分な場所への外出を避けること
 - 「マスク」、「手洗い」、「人との距離」、「三密の回避」を守ること
 - 観光地においては、人と人との間隔を確保すること

③施設

- ・全ての施設管理者は、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、業種別の感染拡大防止ガイドライン等に基づき、徹底した感染防止対策を確実に講じること

④催物（イベント等）

- ・催物（イベント等）の開催にあたっては、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、以下を目安にすること

【7月10日～当面8月末までの間】

屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

- ・全国的な人の移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者または主催者は、その開催要件等について事前に県に相談すること
- ・感染リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの対応を行うこと
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。

※地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能

⑤職場への出勤等

- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤の実施など、人との接触を低減すること